

西浦地区における小中一貫校のあり方(基本方針)

令和5年2月

蒲 郡 市 教 育 委 員 会

目 次

1	策定にあたって	1
2	西浦地区の状況について	2
	(1) 児童生徒数の推移	2
	(2) 西浦地区個別計画	2
	(3) 西浦地区基本計画	3
3	蒲郡市の小中一貫教育に対する取組み	5
	(1) 蒲郡市小中学校規模適正化方針	5
	(2) 西浦地区規模適正化方針	6
	(3) 地域とともにある学校づくりの推進	6
	(4) 小中一貫教育導入の経緯及び基本理念	8
4	西浦小中学校の基本方針について	10
	(1) 「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」の違い	10
	(2) 蒲郡市としての方向性	11
	(3) 開校までのスケジュール（予定）	11
	資料 「小中一貫教育の制度化における3類型」	12

1 策定にあたって

小中一貫教育については、研究開発学校の仕組みの活用などを通じて、自治体や学校現場での取組が10数年以上にわたって蓄積され、顕著な成果が明らかになってきた。一方、現行制度の範囲内で成果を蓄積してきた市町村からは、国に対して、小学校と中学校が別々の学校制度として設計されていることによる様々な限界を超えて、取組を一層高度化させる等の観点から、正式な学校制度として法制化すべきとの要望が寄せられてきていた。

これらの動向を踏まえ、国においては、教育再生実行会議の第5次提言や中央教育審議会答申を経て、平成27年6月の通常国会で、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、関係政省令、告示と合わせて平成28年4月1日に施行された。

この制度改正によって、小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因していた様々な実施上の課題が解消され、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になるなど、全ての教職員が義務教育9年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整備されたものと考えられている。

現在の小中学校においても、小中学校間の「連携」は徐々に進みつつある。しかしながら、小学校と中学校は、児童生徒の発達段階に応じて教育活動が異なるため、指導体制や方法などの様々な違いが、いわば学校の文化として積み上げられている。そのため、単に小学校と中学校を組織として一緒にするだけでは成果を上げることは難しい。大切なことは、義務教育9年間の連続した教育課程として捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高めることである。

本市においても、公共施設マネジメントの観点から、中学校区ごとに「地区個別計画」の策定が進められており、その中においても、小中学校の施設の集約が検討されてきている。集約される小中学校が、単に組織を一体化させるだけのものではなく、9年間の連続した教育課程を軸に教育の質を高めた「新しい学校」としていく必要がある。そのために、令和3年度には「地域と連携した『新しい学校づくり』検討委員会」において、小中一貫教育の導入についての検討が行われ、小中一貫教育の教育的効果について報告がされた。それを受け、令和4年3月29日の総合教育会議において「蒲郡市立小中学校における小中一貫教育の推進について」の意見交換も行われており、市内全小中学校で小中一貫教育を進める方向性が示されている。

本基本方針は、このような経緯を踏まえ、中でも、現在、施設一体型の小中学校として実施設計が進められている西浦小中学校のあり方に対する基本的な考え方を示すものである。

2 西浦地区の状況について

(1) 児童生徒数の推移

本市の人口は、1985(昭和 60)年時点での 85,850 人をピークとして、以降、年々減少してきている。今後の見込みとしては 2040(令和 22)年には、68,891 人まで減少することが予測されている。

その中で、小学校、中学校の児童生徒数も減少が見込まれ、それに伴い、小中学校の学級数も減少するものと予測されている。

中でも、西浦地区においては、2040(令和 22)年の 2020(令和 2)年に対する児童生徒数の減少率は市内全体が 22.4%に対して、35.2%となっており、大幅な減少が見込まれている。それに伴い、学級数も小学校で 4 学級、中学校で 2 学級の減少が見込まれている。

学校種		2020 (令和 2)	2025 (令和 7)	2030 (令和 12)	2035 (令和 17)	2040 (令和 22)
西浦小学校	児童数	230	164	158	151	146
	学級数	10	7	6	6	6
西浦中学校	生徒数	114	102	82	88	77
	学級数	5	4	4	3	3
西浦地区 小中学校計	児童生徒数	344	266	240	239	223
	学級数	15	11	10	9	9
全小学校	児童数	3,979	3,708	3,450	3,241	3,097
	学級数	152	143	137	135	130
全中学校	生徒数	2,103	1,962	1,840	1,765	1,628
	学級数	69	67	62	62	56
合 計	児童生徒数	6,082	5,670	5,290	5,006	4,725
	学級数	221	210	199	197	186

※2025 年以降の推計値は、2015 年の国勢調査を基に、「社人研」が定めている。

2020(令和 2)年の段階では、各学年ほぼ 2 学級となっており、クラス替えも可能となっているが、2040(令和 20)年には、すべての学年で 1 クラス編成となり、クラス替えができない状態になることが見込まれている。

(2) 西浦地区個別計画

2017(平成 29)年度に西浦地区の公共施設のあり方について、地域の方の意見を伺うために、公共施設マネジメント課による「西浦地区『まちづくりと公共施設の将来を考えるワークショップ』」が開催され、そこで出された意見も踏まえながら、2018(平成 30)年 8 月に「西浦地区個別計画」が以下のように策定された。

コンセプト

機能を集めてつながりを持たせ、「教育」と「交流」の拠点をつくる

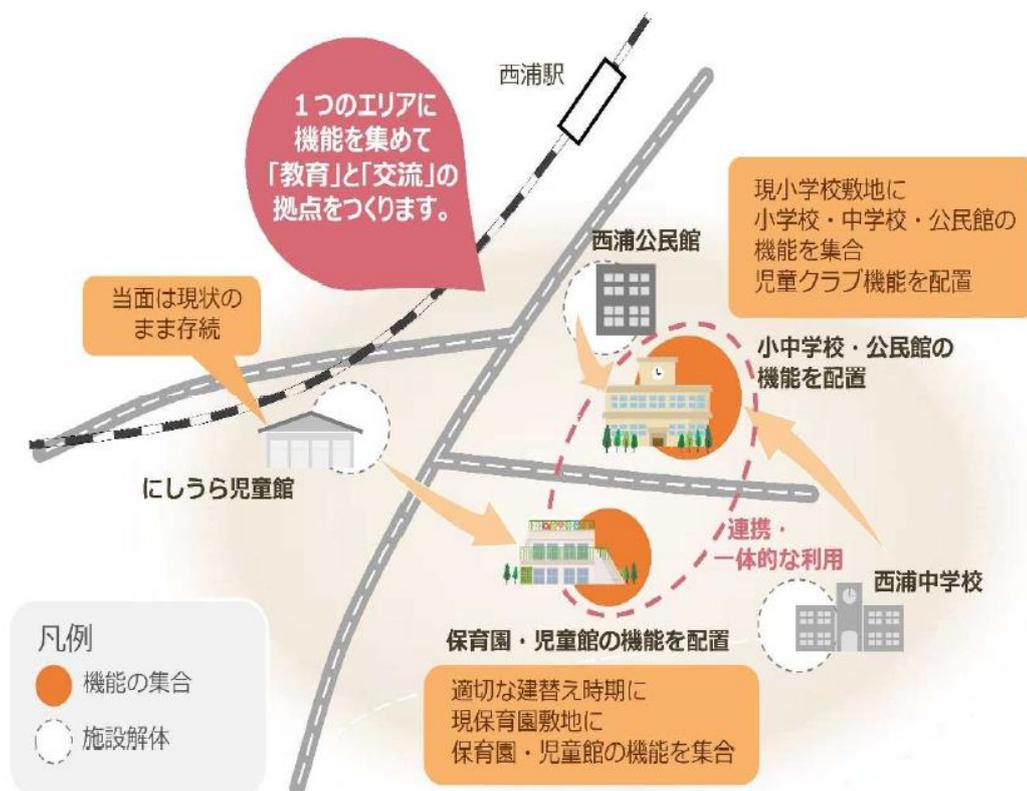
施設再編の内容

- ・ 現西浦小学校と現西浦保育園の敷地を活用し機能を集め、互いにつながりを持たせることで「教育」と「交流」の拠点を形成します。
- ・ 小学校・中学校・公民館の機能を現在の西浦小学校の敷地に集合させます。
- ・ 児童クラブの機能は、小学校敷地に設けます。
- ・ 現西浦保育園及びにしうら児童館は、施設が比較的新しく活用できるため、当面は現地に残し、適切な建替え時期に現在の西浦保育園の敷地に機能を集めさせて整備します。

(3) 地区個別計画に基づく基本計画

西浦地区個別計画を受けて、2021（令和3）年8月に「地区個別計画に基づく基本計画書（西浦地区）」が策定された。

コンセプト 機能を集めてつながりを持たせ、「教育」と「交流」の拠点をつくる



○再編対象施設における課題の整理

(1) 小学校と中学校における課題

課題「1小学校、1中学校でありながら、小中連携や地域連携が進んでいない。」

課題解決のための整備方針

- 同じ敷地内に小学校と中学校を集合させるだけでなく、施設一体化を目指し「小学校と中学校の連携」を図る。小中の教師は9年間連続して児童、生徒と関わることができ、教師間の連携もしやすくなる。
- 地域との連携・協働を一層進めていくことで、コミュニティ・スクール導入の基盤をつくる。

課題「児童生徒数の減少により、多様性をはぐくむ教育の実施に一定の課題が生じる。」

課題解決のための整備方針

- 小中学校の枠を超えた異学年の繋がりでも多様性をはぐくむ教育体制を構築する。
- 児童生徒数、学級数の減少を踏まえた施設規模の検討を行う。

○教育環境の充実

(1) 小中学校の連携

- ・小中学校の集合により小中学校の枠を超えた多様性を育む新たな教育体系を構築し、「地域に根ざした学校」づくりを推進する。
- ・学校行事を小中学校で連携して行うことで盛り上がり期待でき、児童生徒が相互に良い影響を与えることができる。
- ・小中学校で共有するギャラリースペースは、児童生徒にとっての日常的な交流・連携の拠点となる。

(2) 小中学校の教職員の交流・連携

- ・職員室に間仕切り壁を設けないことで教職員同士が情報交換を行える環境となり、連携・交流が強化される。
- ・小中合同授業などで、児童生徒がより充実した授業を受けられるようにするため、小中学校の枠を超えた授業カリキュラムを検討・作成する

3 蒲郡市の小中一貫教育に対する取組み

(1) 蒲郡市小中学校規模適正化方針

本市は、少子化の流れを受けて、このような状況下で学校教育環境の維持・向上をしていくためには、市として適正な学校規模の考え方を確立し、少子化に伴う教育上の諸活動の対応策を検討する必要性があると考え、令和3年4月に本市における小中学校の規模に関する考え方と課題を整理し、その課題解決に向けた基本的な考え方や対応方針を明らかにする「蒲郡市小中学校規模適正化方針」を策定した。

その中で、児童生徒数の減少と蒲郡市の現状を踏まえ、本市としての小学校・中学校の標準規模を設定し、2040(令和22年)年度までに小規模校となる見込みである小中学校を「適正化を検討する学校」とした。

【蒲郡市の小学校・中学校の標準規模】

- ◎小学校…「12～18学級」(1学年：2～3学級 国の基準と同様)
- ◎中学校…「9～18学級」(1学年：3～6学級 蒲郡市独自基準)

【適正化を検討する学校】

- 小学校：蒲郡西部小学校 三谷小学校 西浦小学校 大塚小学校
- 中学校：西浦中学校 大塚中学校

また、このような小規模校の規模適正化の手法として、下記のことが提言された。

① 学校の統合(同種校形態間)

児童・生徒数が減少している学校を隣接する学校と統合し、学校規模を維持する方法。

② 小中一貫教育の導入

小・中学校段階を一体的に捉えて、一定の児童生徒数を確保する方法。なお、小中一貫教育制度には、大きく2つの形態がある。

- 「小中一貫型小学校・中学校」
- 「義務教育学校」

③ 通学区域の見直し

通学区域の一部について、隣接する学校の通学区域に編入させる方法。

④ その他教育環境を整備する手法

- 学校選択制の導入 ○小規模特認校制度
- 学校設置場所の移設
- 他校との合同授業・合同活動の実施
- 行政区の見直しに伴う、学区の再編
- 特別支援学校の設置

(2) 西浦地区規模適正化方針

「蒲郡市小中学校規模適正化方針」の中で、西浦小・中学校について、以下のように答申されている。

西浦小学校・西浦中学校

『適正化に向けた対応策』

【対応方針：「小中一貫教育の導入」を行い、柔軟かつ大胆な教育環境を構築】

将来推計では、小学校及び中学校が全学年1学級体制の規模になることが見込まれています。形原地区との合流や通学区域の見直しなどの手法を用いれば、規模自体は適正化される可能性はあるものの、通学距離の基準を超えるエリア（西浦町大山地区周辺）がある等の課題が発生します。

そのため、小・中学校が一緒になる小中一貫教育を導入し、異なる学年の繋がりで多様性を育むといった新たな教育体系を構築し、「地域に根ざした学校」づくりを推進していきます。小中一貫教育の制度体系・手法については、次のとおりです。

○施設一体型の小中一貫型小学校・中学校

同じ敷地内に小・中学校を集めることで、基本的な小・中学校の枠組みは残したまま、教育課程・教員組織を柔軟に形成し、教育の質の向上を目指します。

○義務教育学校

一つの教職員組織の下で、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、教育課程を大胆かつ柔軟に形成し、特色のある教育活動に取り組みます。

このように、小中学校の規模適正化を検討する中で、西浦地区のように、特に学校の統合により施設一体型の小中学校となる学校については「小中一貫教育の導入」を行い、柔軟かつ大胆な教育環境を構築することが「適正化に向けた対応策」として打ち出されている。西浦地区においては、これまでにおいても徐々にではあるが、1小1中の良さを生かしながら、評議員会を小中学校合同で行うなど、小中連携・地域連携を進めている。今後、さらに施設一体型の小中学校となっていくことにより、これまで以上に義務教育の9年間を連続した教育課程とする「新しい学校づくり」を進めていくことができるようになる。

(3) 地域とともにある学校づくりの推進

学校現場においては、発達障害や貧困といった福祉的な課題の増加などを背景に、学校が抱える課題も複雑化・多様化している。しかし、これまで教育全般を担ってきた学校現場では、肥大化していく教育への対応に追われ、教職員の多忙

化が社会的な問題となってきた。このような中で、学校だけではなく、社会全体で子どもの育ちを支えていくことがより一層求められているが、家庭環境の変化や、地域住民同士の関わり低下により、それを支える地域としての教育力の低下が課題となっている。それに対する国の動きとしては平成 27 年の中央教育審議会の答申にて「地域学校協働活動」を推進し、そのために「地域学校協働本部」の整備を行うことと「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の一層の推進を図ることが提言された。これを受けて平成 29 年 3 月に「社会教育法」と「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正された。それにより、学校との適切な連携のもとに地域が積極的参加をする「地域学校協働活動」が位置づけられた。さらに、学校の運営方針等を、学校だけでなく地域との「合議制」で検討をする「学校運営協議会」の設置が市町村教育委員会に対して努力義務化された。そして平成 29 年 3 月に告示された「学習指導要領」では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」をキーワードに「学び」を学校だけに閉じず社会と協働して実現する「社会に開かれた教育課程」をその柱に位置付けられている。つまり、そのためには、学校が「地域」を子どもたちの学びの場として捉え、積極的に地域と組織的・継続的に連携・協働していくことが必要となってきた。

これらにより、各市町村において組織的・継続的に地域と学校が連携・協働していく「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」や「地域学校協働活動」が一体化した具体的な活動が検討されてきており、本市においても令和 2 年度には蒲郡市における地域と学校の連携・協働の「モデル地区」として「西浦校区」「蒲郡校区」を指定し、具体的な検討を進めてきた。令和 3 年 3 月には、令和 6 年度より市内全校を地域と学校の連携・協働の拠点となる「学校運営協議会」を設置した「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」を一体的に推進することを目標に、「地域学校共育推進プラン 子どもたちの未来はこのまちの未来～みんなの力で『ひとづくり』『いえづくり』『まちづくり』～」を策定し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体化して推進をしている。

○ コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の推進

「コミュニティ・スクール」とは、法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関である「学校運営協議会」を設置した学校のことである。

各校に配置された地域学校協働活動推進員や、推進員を統括する統括コーディネーター、保護者や地域の住民を代表する運営委員が参画する「学校運営協議会」を設置し、地区の学校の基本運営方針を承認する。特に蒲郡市では、小・中学校間の連携を密にして、義務教育の「9 年間」を通じて、その地区の教育を地域の方々と一緒になって考えていき、「9 年間を通じた、地域とともにある『学校づく

り』を目的としている。そしてこのような学校運営協議会と「地域学校協働本部」との連携・協働により、社会総がかりで子どもたちの未来を育む教育の実現を目指している。そのために計画的に学校運営協議会の設置と地域学校協働活動推進員の配置を進めてきている。

西浦中学校区は、2021（令和3）年に教育委員会より「コミュニティ・スクールモデル校」に指定され、他地区に先駆けて、地域学校協働活動推進員が2021（令和3）年度に配置され地域学校協働活動が始まっている。また学校運営協議会も2022（令和4）年度に正式に始まり、地域と学校が一緒になって行う「学校づくり」が始まっている。

今後の小中学校においては、コミュニティ・スクールを通じて、地域と「育てたい子どもの姿」を共通認識し、各中学校区で義務教育の9年間を見通した教育課程を地域と一緒に創造していく必要がある。

中学校区	学校運営協議会 設置(予定)年度	地域学校協働活動推進員 配置(予定)年度
大塚中学校区	令和6年度	令和4年度
三谷中学校区	令和6年度	令和4年度
蒲郡中学校区	令和5年度	令和3年度
中部中学校区	令和6年度	令和5年度
塩津中学校区	令和5年度	令和4年度
形原中学校区	令和5年度	令和5年度
西浦中学校区	令和4年度	令和3年度

（4）小中一貫教育導入の経緯及び基本理念

【基本理念】

子どもたちの教育を地域とともに考え、地域の特色を生かした教育課程を柱とし、小中学校が「育てたい子どもの姿」を共有しながら、地域とともに義務教育の9年間を通じた教育活動を行うことにより、地域を愛し、地域とともに生きる子を育てる。

○ 導入の経緯

本市としては、小中一貫教育の導入を検討するにあたり、令和3年度に「地域と連携した『新しい学校づくり』検討委員会」を開催し、先進校を視察するとともに、小中一貫教育の効果と課題について検討を行った。

小中一貫教育の想定される効果

・教育方針の一本化

学校教育を「縦（小中一貫）のつながり」で行うことにより、全教職員が

共通した「15歳の子ども像」を描きながら教育を行うことができ、9年間を通じて安定した指導ができるようになる。

また、同一敷地内に小中学校を併設する場合には、その学校を「義務教育学校」とし、全職員が一人の校長先生のもと、小学校1年生から中学校3年生までの子どもの指導を全職員で行うことも可能である。

・教員の相互乗り入れ指導

中1ギャップ解消のために、中学校の先生が小学校の授業で指導したり、小学校の先生が中学校の授業で指導したりするなど、指導方法の変化を段階的に行うことができる。

・異学年交流の活性化

異なる学年の子供同士と一緒に活動をする機会を9年間の中で計画的に行うことにより、子どもたちに他者のために行動する意識が高まり、「自己有用感」の向上にもつながる。また、身近に「良き模範」である上級生がいることにより、子どもたち自身が「15歳の自分」をイメージしやすくなる。

小中一貫教育の想定される課題

・気持ちの切り替え時期の減少

施設一体型となる小中学校では、小学校と中学校の節目がなくなり、新たな気持ちの切り替えや進学する充実感がなくなる可能性がある。

・教職員の多忙化

特に導入時期には、小学校・中学校間の調整が必要になり、そのための業務が増加することにより、教職員の多忙化につながることが考えられる。

このような効果と課題を委員会の中で整理をしながら、先進地区として以下のように視察を行った。

○飛島村立飛島学園（義務教育学校） 令和3年11月12日

○瀬戸市立にじの丘学園（施設一体型小中学校） 令和3年11月17日

これらの経緯を踏まえて委員会では、「小中一貫教育の導入により、義務教育の9年間を見通した教育活動を、学校と地域が協働しながら、子どもたちを「まちぐるみ」で育てていくことにより、『地域とともに生きる』子どもたちを育てていくことができる」とし、上記の理念の下、市内全小中学校での導入が必要であるとされた。

4 西浦小中学校の基本方針について

(1) 「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」の違い

小中一貫教育を実施する学校には「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」があり、主な相違点は以下の通りである。

【資料】「小中一貫教育の制度化における3類型」参照

相 違 点	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
組織・運営	・校長1名、教頭3名 (内1名：統括教頭) ・事務職員、養護教諭各2名	・各校に校長・教頭 ・各校に事務職員、養護教諭
兼務発令	不 要	異なる校種の児童生徒を指導する場合、「兼務発令」が必要
教員免許	原則、小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は担当する校種のみで可。	所属する学校の免許状を保有
修業年限	9年間(前期課程6年間、後期課程3年間)	小学校6年間、中学校3年間
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標を設定 ・9年間の系統性、体系性に配慮がなされている教育課程の編成 ・一貫教育に必要な独自教科の設定が可能 ・指導内容の入替え、移行が可能 	
教育方針	校長が一人であるため、「小中9年間」を通じた教育活動が行いやすい。	小学校・中学校の各校長が連携をしながら9年間の教育活動を進めることができる。
学校行事	9年間を見据えて行事の計画の立案が可能。調整も「同じ学校」での調整となるため、調整がしやすい。	各学校種で行事を計画し、必要に応じて小中連携を行うことができる。
職員の意識	全職員が1年生から9年生までの子どもに対して「自分の学校の子ども」という意識を持つことができる。	自分の所属する学校種の子どもを中心にしながら、異なる校種の子どもにも目を配ることができる。

(2) 蒲郡市としての方向性

合築して施設一体型小中一貫校となる西浦小・中学校については「義務教育学校」とする

○「義務教育学校」とする理由

- ・義務教育の9年間の教育に対して、一人の校長による学校運営の方がより一貫性を持つことができる。
- ・義務教育学校（一つの学校）とすることにより、教職員の意識として、小中の隔てなく、「自分の学校の子ども」という意識を強く持つことができる。
- ・子どもたちが、委員会活動などを通して異なる校種の子どものことも考えることによって、多様性を持った考え方を養うことができる。
- ・義務教育学校（一つの学校）とすることにより、学校側の窓口が統一化され、地域と学校の連携を強めることができる。

(3) 開校までのスケジュール（予定）

「(仮称)西浦義務教育学校」について、下記のように開校準備を行う。

○ 施設設備スケジュール（予定）

年 度	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
実施設計	→						
工 事			小・中学校		体育館・ 公民館等		グラウンド →

※ 小・中学校校舎完成後の年度始めである 2026（令和8）年度を開校予定とする。

※ 工事期間中のグラウンド等の使用については、現在の西浦中学校施設等を活用する。

○「西浦義務教育学校開校準備委員会」の設置

2023（令和5）年度より「西浦義務教育学校開校準備委員会」を設置し、学校・地域・行政が一体となって開校に向けて検討を行う。

○「蒲郡市小中一貫教育推進モデル地区」の指定

2023（令和5）年度より西浦地区を「蒲郡市小中一貫教育推進モデル地区」に指定し、施設一体型の長所を生かした小中一貫教育について検討を行う。

資料 小中一貫教育の制度化における3類型

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
			小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 〈例〉 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		<ul style="list-style-type: none"> ・ 9年間の教育目標の設定 ・ 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 ・ 一貫教育に必要な独自教科の設定を行うことが可能 ・ 5-4、4-3-2など、6-3以外の区切りを設定することが可能 		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科	○	○	○
	指導内容の入れ替え・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型 ・ 施設隣接型 ・ 施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き		市町村の条例	町村教育委員会の規則等 ※規則等とは私立学校等を含んでいるための記述 公立学校は、教育委員会の規則に位置付けることが必要	

出典：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引／文部科学省